

おさいふ Hippo カードご利用約款

■第1章 定義

第1条（本約款の趣旨）

本利用約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社クリエイトエス・ディー（以下「当社」といいます）が発行する、「おさいふ Hippo カード」のご利用について規定するもので、カードの所持者は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）商品

当社各店にて販売する商品（ギフト券、金券類、一部商品を除く）、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

（2）本カード

「おさいふ Hippo カード」と称する当社発行の前払式証票である加減算型カードをいいます。貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、また入金された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能（以下「電子マネーサービス」といいます）および商品購入時にポイントを付与・使用できる機能（以下「ポイントサービス」といいます）を備えたものをいいます。

（3）お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

（4）カード取扱店

本カードを利用できる店舗として、当社が指定する日本国内の店舗をいいます。

具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された本カードに関するお問合せ窓口にお電話にてお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。

（5）バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」といいます。

（6）商品購入による利用

商品の給付を受けるために、必要な残高を有する本カードをカード取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

(7) 入金

商品の給付を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、第3条に基づきカード取扱店に対して支払うこと、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

(8) 残高照会

本カードをカード取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、当該本カードの残高を確認する行為をいいます。

(9) ご利用

本カードへの入金、および本カードの商品購入による利用の行為を総称していいます。

■第2章 電子マネーサービス

第3条 (入金の方法)

1. 本カードへの入金は、カード取扱店にて承るものとします。
2. お客様は現金もしくは当社が指定する支払い方法により、本カードへ入金することができます。
3. 本カード1枚の1回あたりの入金は、1,000円単位で1,000円から49,000円まで可能です。
4. 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき50,000円とします。

第4条 (利用の方法)

1. 本カードにて商品をご購入される場合には、カード取扱店内のレジにて本カードを提示、または決済端末にかざしていただくものとします。本カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額およびお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
2. レジにて提示、または決済端末にかざしていただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードにご入金いただくか、または不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法によりお支払いをいただくものとします。
3. 一度のお支払いの際にご利用いただける本カードの可能枚数は1枚までとします。さらに不足分がある場合は現金もしくは当社が指定する支払い方法にてお支払いいただくものとします。
4. お客様は前3項の処理の後において、本カードにより利用されたバリューおよび当該利用後の当該本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をカード取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認するものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がない限り、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなします。

第5条（残高照会の方法）

1. お客様は、前条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示することにより、本カードの残高照会をすることができます。
2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された13桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要です。
3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が定めるものとします。

第6条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。
2. 前項にかかわらず、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの電子マネーサービスの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。
この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。
3. 前項の払戻しを行った場合は、お客様より本カードを回収させていただくものとします。
4. 前項により本カードを回収した場合、本カードのポイントサービスおよび付与されたポイントについては、引き続きカード取扱店で使用できるよう、当社において措置を講じます。

第7条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として5年間ご利用がない場合、当該本カードの残高は失効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。（ご利用の定義は、第2条第9号に記載のとおりとします。）
2. お客様は、前項の場合、本カードに関するご利用および払戻し等一切の請求ができないものとします。
3. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、前2項に十分注意するものとします。

■第3章 ポイントサービス

第8条（本カードの提示）

1. お客様はカード取扱店で商品を購入される際、お支払いの前に本カードを提示するものとします。
2. 本カードの提示があった場合のみ、お客様は次条および第10条の特典が適用されます。
3. 本カードの提示により次条のポイント付与されたお買い上げ商品を返品される場合は、必ず本カードをご提示ください。返品額相当のポイントを減算させていただきます。

第9条 (ポイント付与)

1. カード取扱店にてお買上げ金額 100 円 (本体価格) につき 1 ポイント加算します。但し、一部商品でポイント加算できないものがございます。
2. ポイント付与するカード取扱店は予告無く変更される場合があります。
3. 本カードにポイント付与される支払い方法は、現金及び当社が指定する支払い方法です。但し、他の優待サービスとは併用できません。
4. 商品購入の際本カードお忘れの場合は、精算日から 30 日以内に当該レシートを本カードと共にカード取扱店へお持ちください。ポイント対象金額にかかわるポイントを加算します。
5. 取得したポイントの第三者への譲渡はできません。

第10条 (ポイント利用)

1. お客様からの請求がある場合、カード取扱店での商品購入時に 400 ポイント=400 円としてポイントを利用できます。また『ポイント交換カタログ』景品との交換に使用することができます。但し、ポイント利用のサービス内容は予告なく変更される場合があります。
2. ポイントを利用した分のお会計金額にポイントは付与されません。また、お買物にポイントを利用する場合、つり銭はお出しできません。
3. 本カードに付与されたポイントの残余数量 (以下「残高ポイント」といいます) は、有効期間内において繰越することができます。
4. 残高ポイントの有効期間は、最後の付与日または利用日のいずれか遅い日から 1 年間です。有効期間が切れた残高ポイントは失効します。
5. ポイント利用は、ご本人以外はできません。
6. 複数の本カードの残高ポイントを合算することはできません。

第11条 (ポイントの喪失)

次の場合は、残高ポイントは失効するものとします。

- (1) 最後のポイント付与日または利用日のいずれか遅い日から 1 年間が経過した場合。
- (2) 本約款に違反したと当社が判断した場合。

■第4章 その他

第12条 (カードの発行)

当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は、本カード入会申込書に必要事項を記載し、当社に提出することにより、本カードの交付を受けることができます。

第13条（本カードの発行・貸与）

1. 本カードは、1名につき1枚発行します。
2. お客様ご自身の管理によって、本カードを保管および利用するものとします。
3. 本カードは本人のみが利用できるものとし、ご本人以外に譲渡、貸与することはできません。

第14条（複数の本カードの保有の禁止）

1. 同一のお客様は、2枚以上の本カードを保有することはできません。
2. 万一本カードを複数枚お持ちであっても、各本カードの残高および残高ポイントを1枚の本カードに統合することはできないものとします。

第15条（本カードの破損・汚損時の再発行等）

1. 当社は、本カードの破損・汚損等の理由によりお客様が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。この場合、お客様に再発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があります。
2. 前項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された残高および残高ポイントが再発行された本カードに引き継がれるものとします。

第16条（本カード喪失時の再発行等）

1. 当社は、お客様から紛失・盗難等により本カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該本カードの電子マネーサービスについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます）を講じるものとします。
2. 当社は、第三者から本カードを拾得した旨の届け出があった場合、当該本カードの電子マネーサービスについて、使用停止措置を講じる場合があります。
3. 前2項の場合、お客様は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
4. 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、お客様が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、お客様は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があります。
5. 前項により本カードが再発行された場合、当社による本カード使用停止措置および情報移行措置が完了した

時点の残高および残高ポイントが再発行された本カードに引き継がれるものとします。但し、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。

6. お客様が、本カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による本カード使用停止措置および情報移行措置が完了するまでに一定期間を要することをお客様は了承するものとします。なお、使用停止措置および情報移行措置が完了する前に、残高および残高ポイントを第三者により利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

7. 本カードの再発行後、お客様が喪失した本カードを発見した場合、お客様は、発見した本カードを破棄するものとします。

第17条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。

（1）お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。

（2）本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。

（3）本約款に違反した場合。

（4）その他本カードの利用が不正であると当社が認める場合。

2. 当社は前項の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。

3. お客様は前項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第18条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情によりカード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第19条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。

2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第20条（お客様情報の登録、変更）

お客様の氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、当社が指定するウェブサイトにおいて変更が可能です。また最寄りのカード取扱店にて当社が指定する変更届けに記載することでも変更が可能です。

第21条（退会）

お客様は随時退会できるものとし、退会に関しては当社に本カードを返却するものとし、なお退会時に残高および残高ポイントは全て失効するものとし、

第22条（個人情報の取得および利用目的）

当社は、本カードの発行、利用に基づき取得した個人情報を適切に利用します。また、当社は取得した個人情報を同意なく下記の利用目的以外に利用することはありません。但し、個人情報取得のご同意がない場合、あるいは必要な情報の全部または一部をご提供いただけない場合は、提供する各種サービスに支障をきたすことがあります。

利用目的

- （1）お客様へのクリエイティブポイントカード会員サービスの提供。
- （2）ご案内のお届け（DM等）を希望するお客様に対してのダイレクトメールの送付。
- （3）カード取扱店での会計業務その他お客様へのサービス提供に関するお客様への連絡。なお、個人情報をご記入していただけないお客様についてはサービス提供ができない場合がございます。
- （4）サービス向上のため、個人を特定しない統計的情報としての利用。

第23条（個人情報の管理）

1. 当社は、ご提出いただいた本カード入会申込書に記載されたお客様情報について、管理責任者を置き、厳正な取扱規則と従業員への適切な指導、合理的な技術的施策によって、お客様情報への不正な侵入、お客様情報の紛失、改ざん、漏洩などの危険防止に努めます。

2. 当社は、お客様情報を正当な理由のある場合を除き、グループ会社、委託提携先以外の第三者には提供しません。

3. 当社は、お客様情報に関する業務を委託する場合、守秘義務契約を締結し、委託提携先からの漏洩、再提出の防止などを図ります。

第24条（お客様の方々へのご案内）

お客様は、当社がお客様宛に各種宣伝印刷物、電子メール等を送付することにあらかじめ同意するものとし、

第25条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、次の各号に規定する者を含む反社会的勢力に現在該当しないこと、かつ将来にわたっても次の各

号に規定する者を含む反社会的勢力に該当しないことを当社に対し確約するものとします。

- (1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます。）及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (2) 暴力団の準構成員
- (3) 暴力団の関係企業
- (4) 社会運動等標ぼうゴロ
- (5) 特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

3. お客様が前2項に違反した場合、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。

4. お客様が第1項、第2項に違反したことにより当社に損失、損害又は費用（以下「損失等」といいます）が生じた場合、お客様は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定を適用したことによりお客様に損失等が生じた場合にも、お客様は、当該損失等について当社に賠償請求しないものとします。

第26条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関して、お客様と当社またはカード取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第27条（本約款の変更）

1. 当社は当社の判断において、本約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の約款をカード取扱店の店頭あるいは本社に所定の期間備え置くものとします。

附則

本約款は、令和元年7月1日からこれを適用します。

《おさいふ Hippo カード発行者》

株式会社クリエイトエス・ディー

〒225-0014 神奈川県横浜市青葉区荏田西 2-3-2

<http://www.create-sd.co.jp/>

《おさいふ Hippo カードに関するお問合せ窓口》

クリエイトエス・ディー コールセンター

TEL 0120-503-659（土日祝、年末年始を除く 10:00～17:00）